

フットボールエージェントの国内的紛争事案の解決に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、JFAフットボールエージェント規則（以下、「エージェント規則」という。）第16条に基づき、フットボールエージェントに関する国内的紛争事案（エージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争のうち、エージェント規則第3条に定める国際的な側面を持たないもの。以下同じ。）の解決に関して定める。

(裁定委員会による紛争解決)

第2条 裁定委員会は、当事者の申請に基づき、フットボールエージェントにかかる国内的紛争事案の解決を行う管轄権を有するものとする。

(当事者)

第3条 前条に定める裁定委員会による紛争解決の手続きの当事者となれる者は、本協会に登録若しくは加盟する選手、監督及びコーチ（以下、監督及びコーチを単に「コーチ」という。）、クラブ（代表チームのコーチに関連する場合は本協会。以下同じ。）又はフットボールエージェントとする。

(決定の拘束性)

第4条 エージェント規則及び本規則に従って為された裁定委員会の決定は最終であり、当事者が基本規則第10条に基づき、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。）に対して不服申立てを行う場合を除き、当該紛争の当事者に対して拘束力を持つ。

2 当事者が、前項の裁定委員会の決定を遵守しない場合、本協会の決定に対する不遵守とみなされ、懲罰規程に基づき懲罰が科されるものとし、この場合、規律委員会が所管する。

(手続の開始)

第5条 紛争解決に関する裁定委員会の手続は、当事者による申請があり、裁定委員会の事務局（以下、単に「事務局」という。）がこれを受理した場合に開始する。

(紛争解決の申請)

第6条 裁定委員会による紛争解決の申請を行う者（以下、「申請人」という。）は、次の各号の事項を記載又は添付した申請書を事務局に提出するものとする。

- (1) 申請人の氏名、電話番号、電子メールアドレス及び住所
- (2) 当該紛争の相手方（以下、「被申請人」という。）の氏名、電話番号、電子メールアドレス及び住所
- (3) 請求の要点及び詳細
- (4) 請求及び主張を裏付ける証拠
- (5) 委任状（代理人に代理させる場合）
- (6) 申請料の支払い証明書

(申請料)

第7条 申請人は、申請料として11万円（消費税等込）を、申請と同時に、事務局が指定する方法にて納付しなければならない。

2 被申請人が答弁において反訴を含める場合、被申請人も前項と同額の申請料を、事務局が指定する方法にて納付しなければならない。

3 本条に定める申請料は、本規則に別段の定めのある場合を除き、理由のいかんにかかわらずこれを返金しないものとする。

(申請の受理)

第8条 第6条に基づき申請がなされた場合、事務局はその内容を精査するものとする。

2 申請及びその対象となる紛争事案が、以下のすべてを満たしている場合、事務局はこれを受理し、手続きを進めるものとする。

- (1) 第6条に定める申請書の要件がすべて満たされていること
- (2) 第9条に定める不受理の事由のいずれにも該当しないこと
- (3) 裁定委員会が当該紛争事案について管轄を有することについて疑義がないこと

3 提出された申請書（添付された証拠等を含む）に不備がある場合、事務局は申請人に対して合理的な期間を与え、その訂正を求めるものとする。この場合に、申請人が期限内に当該不備を訂正しなかった場合、

当該申請は取り下げられたものとみなされ、当該申請の対象となる事案について再申請はできないものとする。

- 4 当該申請において紛争の原因とされたエージェント契約又は取引等が国際的側面を持つ可能性があるために裁定委員会の管轄について疑義がある場合、事務局は、当該申請を申請者に差し戻すものとする。この場合、申請者は、FIFA規則に基づき、FIFAに対して紛争解決を求めるものとし、FIFAからFIFAの管轄の不存在を認める旨の正式な見解を得た場合にのみ、事務局は、当該申請を受理するものとする。

(申請の不受理)

第9条 申請が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、事務局は当該申請を受理しないものとする。

- (1) 申請人が不当な目的により申請したものと認められるとき
- (2) 申請人が当該申請の対象となる権利又は権限を有しないと明らかに認められるとき
- (3) 申請人若しくは被申請人又はその両方が、本協会に登録若しくは加盟する選手、コーチ、クラブ又はフットボールエージェントのいずれにも該当しない場合
- (4) 申請人若しくは被申請人又はその両方が、当該紛争の当事者としての適格性を有さないことが明らかなる場合
- (5) 紛争解決に必要な問題に対する判断を求める申請と認められるとき
- (6) 申請の対象となる事案について、裁判所その他の機関において既に判決その他の終局的な判断がなされているか、又は、訴訟・調停等の手続が係属中であるとき
- (7) 紛争の原因の発生から2年以上経過しているとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、裁定委員会による紛争解決が適当でないと認められるとき

(被申請人に対する通知及び答弁書)

第10条 第8条第2項に基づき、事務局が申請を受理した場合、事務局は、被申請人に対しその旨を通知するとともに、申請人から提出された申請書(添付された証拠等を含む)を被申請人に送付するものとする。

- 2 前項の通知を受けた被申請人は、事務局が指定する期限までに、事務局に対し次の各号の事項を記載又は添付した答弁書を提出するものとする。

- (1) 被申請人の氏名、電話番号、電子メールアドレス及び住所
- (2) 答弁(請求への反論)の要点及び詳細
- (3) 被申請人の主張を裏付ける証拠
- (4) 委任状(代理人に代理させる場合)
- (5) 申請料の支払い証明書(答弁に反訴を含める場合のみ)

- 3 被申請人の答弁が反訴を含む場合、被申請人は申請料11万円(消費税等込)を、答弁書の提出と同時に、事務局が指定する方法にて納付しなければならない。

- 4 被申請人が、第2項に基づき事務局が指定した期限までに答弁書を提出しない場合、事務局は最終の期限を設けたうえで、再度、被申請人に対し、当該最終の期限までに、答弁書を提出するよう求めるものとする。この場合に、被申請人が答弁書を提出しない場合、被申請人の答弁(請求への反論)は無いものとみなされる。

- 5 事務局は被申請人から提出された答弁書(添付された証拠等を含む)を申請人に送付するものとする。

(書類提出手続の終結)

第11条 事務局は、申請人及び被申請人から提出された書類を精査し、書類提出手続きを終了するか、又は、当事者に二度目の書類提出を求めるかどうかを決定するものとする。なお、原則として、三度目の書類提出の機会の付与は行われないものとする。

- 2 書類提出の機会は、申請人及び被申請人に対し、同回数与えられるものとする。

- 3 前項にかかわらず、事務局は、申請人若しくは被申請人又はその両方に対して、追加の資料を請求することができる。

- 4 事務局は、書類提出手続きを終了する場合、書類提出手続の終了及び裁定委員会の開催を申請人及び被申請人に通知する。

(裁定委員会による審議及び決定)

第12条 前条に定める書類提出手続の終了後、裁定委員会が開催され、当該申請された紛争事案について審議するものとする。

- 2 裁定委員会は、原則として、申請人及び被申請人から提出された書類のみに基づき紛争解決にかかる審議及び決定を行うものとし、口頭による弁論又は聴聞等は行わないものとする。

(手続き費用)

第13条 裁定委員会による紛争解決においては、裁定委員会における審理にかかる費用として、別表1を基

準として算出される手続き費用が生じるものとし、これらは、第3項に従い、当事者（申請人及び被申請人）が負担するものとする。

- 2 既に支払われた申請料は、前項の手続き費用には含まれない。
- 3 裁定委員会は、紛争解決の決定において、当該申請人による申請（請求）の成功の度合いに応じて、当事者間における手続き費用の負担の割合を決定するものとする。
- 4 前項の定めにかかわらず、当事者が決定理由の開示を求めない場合、当該当事者が負担すべき手続き費用の支払いは免除される。

（決議）

第14条 紛争解決にかかる裁定委員会の決定は、3名以上の委員が出席し、出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

- 2 前項にかかわらず、係争額が200万円以下の事案については、裁定委員会の委員長は、単独で紛争解決の決定を行うことができる。

（決定通知）

第15条 裁定委員会は、当事者に対し書面にて紛争解決にかかる決定の内容について通知する。この場合、決定理由は付記されず、決定の内容（主文）のみが通知されるものとする。

- 2 決定理由は、当事者のうちのいずれか又は両方がその開示を請求した場合にのみ通知されるものとする。この場合、決定理由の開示を請求する当事者は、決定の通知日から10日以内（通知日を含む）に、当該当事者が負担すべき手続き費用を納付したうえで、事務局に対し電子メールにより、決定理由の開示を求めること及び手続き費用を納付したことを通知しなければならない。
- 3 当事者が、前項に定める期限内に決定理由の開示を求めなかった場合（当該当事者が負担すべき手続き費用を期限内に納付しなかった場合を含む）、裁定委員会の第1項の決定は最終かつ拘束力を持つものとなり、当事者はCASに対する不服申立ての権利（第18条参照）を放棄したものとみなされる。

（申請の取下）

第16条 申請人は、裁定委員会の開催前であれば、当該申請を取り下げることができる。ただし、被申請人が反訴を行っている場合、当該反訴は被申請人が取り下げない限り維持されるものとする。

- 2 被申請人は、裁定委員会の開催前であれば、反訴を取り下げることができる。
- 3 前二項により申請又は反訴を取り下げた場合、申請人又は被申請人は、それぞれ、当該申請又は反訴の対象となる事案について同一の申請又は反訴を行うことはできない。
- 4 申請人又は被申請人が裁定委員会の開催の前に申請又は反訴を取り下げた場合、取り下げた申請又は反訴にかかる申請料は、それまでにかかった費用を精算した後、申請人又は被申請人に返金される。

（時効）

第17条 裁定委員会は、紛争の原因の発生から2年以上経過した事案については取り扱わないものとする。

（不服申立て）

第18条 本規則に基づき裁定委員会によって下された紛争解決にかかる決定に対し、当事者は、CASに対して不服申立を行うことができる。

- 2 前項の場合、当事者は、決定理由の通知日から21日以内（通知日を含む）にCASに提起しなければならない。

（手続の非公開）

第19条 紛争解決に関する裁定委員会の手続及び記録は非公開とする。

（言語）

第20条 紛争解決に関する裁定委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用する。

- 2 紛争解決に関する裁定委員会の手続において、外国語を使用する場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。

（通信手段）

第21条 紛争解決に関する裁定委員会の手続における裁定委員会及び事務局からの当事者への連絡は、原則として、電子メールによるものとする。この場合、本協会又は本協会の加盟団体（フットボールエージェントの場合はFIFA）に登録されている電子メールアドレス又は申請書若しくは答弁書に記載された電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。

- 2 当事者から提出されるべき書類（申請書及び答弁書並びに各々の添付書類のすべて）は、電子メール（又

はファイル転送システム等のその他の電子的手段を含む）によって提出されるものとし、事務局の別段の指定がない限り、その他の形式（郵送、手交又はFAX等）による提出は認められない。

（代理人）

第22条 紛争解決に関する手続において、弁護士又は裁定委員会が承認した者以外の者は当事者の代理人となることができない。

（その他）

第23条 その他手続に関して、本規則に定めのない事項は、裁定委員会の委員長が職権により決定する。

（改正）

第24条 本規則の改正は、理事会が行う。

（付則）

第25条 本規則は、2024年4月1日から別に定める日までの間、その適用を停止する。

〔施行〕 本規則は、2023年10月1日から施行する。

〔改正〕 2024年2月15日（2024年4月1日施行）

＜別表1＞ 手続き費用（消費税等込み）

係争額	手続き費用
200万円未満の場合	22万円
200万円以上500万円未満の場合	33万円
500万円以上1千万円未満の場合	44万円
1千万円以上の場合	66万円

（参考資料1）申請書及び答弁書その他の書類提出先

【送付先】

公益財団法人日本サッカー協会 裁定委員会事務局

電子メールアドレス：jfa_saitei@jfa.or.jp